

資 料 編

1 障害者（児）実態調査の概要

調査概要

(1) 調査の目的

「地域福祉」の充実を目指し、障害者、保護者・家族および障害者団体等の多様なニーズを把握するためアンケート調査および意見聴取を行いました。

(2) 実施方法

アンケート調査

(a) 調査の対象者と有効回収数

区分 対象者	母数 (H17.1.1)	配布数	有効回収数	有効回収率
身体障害者	21,122 人	500 人	261 人	52.2%
知的障害者	2,489 人	500 人	341 人	68.2%
精神障害者	7,367 人	500 人	126 人	25.2%
障害児	1,867 人	500 人	224 人	44.8%

(b) 調査期間

平成 17 年 2 月～3 月

(c) 実施方法

施設や団体等から手渡しによって配布し、郵送で回収しました。

(d) 調査項目

属性、施設の状況（施設入所者）、住宅の状況（在宅の人）、教育の状況・今後の進路、就労の状況、外出の状況、地域や社会での活動、災害、情報の入手状況、相談、サービスの利用状況・利用意向、将来の生活

資料編

意見聴取

(a) 調査時期

平成 17 年 3 月

(b) 調査の対象団体

団 体 種 別	団 体 名
当 事 者 団 体	千葉市視覚障害者協会 千葉市聴覚障害者協会 千葉市中途失聴・難聴者協会 千葉市身体障害者福祉会 千葉市オストミー協会
家 族 団 体	千葉市肢体不自由児者父母の会 千葉市手をつなぐ育成会 千葉市自閉症児者親の会 千葉市精神障害者地域家族会連合会 下総精神科医療センター家族会たけの子会 千葉市言語障害児をもつ親の会 千葉市重症身心障害児（者）を守る会
事 業 者 団 体	千葉市心身障害者ワークホーム連絡会 千葉市精神障害者作業所等連絡協議会 千葉市生活ホーム連絡協議会 千葉市支援費サービス事業者連絡協議会

アンケート調査回答者の概要とニーズ

(1) アンケート調査回答者の概要

年齢・性別

回答者の属性は、39歳未満が身体障害者では44.8%、知的障害者では83.9%、精神障害者では51.6%を占めており、青年期の回答者が多くを占めていました。

障害児では、0歳から3歳が23.2%、4歳から6歳が32.1%と、幼児期から就学前の児童が半数となっていました。

男女比は、身体障害者では男性が51.3%、女性が46.7%、知的障害者では男性が61.3%、女性が37.8%、精神障害者では男性が57.9%、女性が42.1%、障害児では男性が68.8%、女性が29.9%となっており、いずれの障害でも男性が多くなっています。

就学の状況

障害児の就学状況は、通園施設に通っている障害児が33.5%、小学校・小学部が14.6%、中学校・中学部が9.7%、高等学校・高等部が20.0%でした。

障害児が施設や学校で困ることは、「通うのが大変」(26.5%)、「障害や発達の状態にあった教育を受けられない」(23.2%)、「障害を分かっている専門の人がいない」(19.5%)でした。

就労の状況

身体障害者では「働いていない」人が67.4%と過半数を占めていました。次いで、「授産施設で働いている」という回答が14.6%、「作業所で働いている」が8.6%でした。いずれも月収は5千円未満という回答が過半数を占めています。

知的障害者では、「働いていない」人が22.6%いますが、「授産施設で働いている」「更生施設で働いている」「作業所で働いている」もそれぞれ20%程度でした。作業所で働いている人のうち、62.1%は月収が5千円未満となっています。授産施設で働いている人のうち、43.2%は5千円以上1万円未満の月収を得ていますが、33.8%は5千円未満にとどまっています。

精神障害者では、「働いていない」人が33.1%、「作業所で働いている」が50.4%です。作業所で働いている人の34.4%が5千円未満、23.0%が5千円以上1万円未満の月収となっています。

資料編

(2) 在宅生活の状況

在宅生活者の状況

アンケート調査回答者のうち、在宅生活者の割合は、身体障害者では 41.8%、知的障害者では 70.7%、精神障害者では 86.5%、障害児では 95.5%でした。

在宅の身体障害者のうち、「介助を受ける必要がない」という人が 33.0%いますが、「父母」が主な介助者だという回答もほぼ同じ割合の 30.3%に達しています。

在宅の知的障害者では、78.4%が主な介助者は「父母」と回答し、在宅の精神障害者でも同様に、66.1%が「父母」という回答になっています。

障害児の主な介助者は、93.0%が「お父さん、お母さん」という回答になっています。

介助の必要性、介助者の課題

身体障害者のうち、肢体不自由ではトイレ、お風呂、着替え、外出、掃除や洗濯で、「手助けが必要」が 50%を超えていました。特にお風呂(71.0%)、外出(76.3%)、掃除や洗濯(69.9%)でその割合が高くなっています。

知的障害者では、療育手帳の「最重度」の場合、「家の中の移動」以外の項目で、「手助けが必要」という回答が、半数を上回っています。

介助者が困っていることは、「体が疲れること」「高齢になってできていること」「ストレスを感じること」が上位を占めています。障害児の介助者は、これらに加え「仕事に出られないこと」「緊急時のサービスがないこと」も多くなっています。

サービスの利用状況

何も利用していないという人は多く、身体障害者で約半数、知的障害者、精神障害者でそれぞれ約 4 割を占めていました。

身体障害者と知的障害者では、ショートステイの利用がそれぞれ 18.3%、32.8%で最も多い利用割合となっています。

精神障害者ではデイケア・デイクラブが 30.3%で最も多い利用割合となっています。

障害児では、デイサービスの利用が 45.8%、相談や療育指導が 35.0%となっています。

制度やサービスへの不満は、身体障害者、知的障害者では「緊急時に利用できない」という回答が多くなっていました。精神障害者では「サービスの情報がない」「利用の仕方がわからない」等、情報不足の課題があげられていました。また、障害児では「送迎がないので利用できない」「手続きが大変」という問題もあげられていました。

(3) 施設の利点、課題

入所施設の種類

身体障害者の施設入所者 151 名のうち、13.9%が授産施設、82.8%が療護施設に入所しています。

知的障害者の施設入所者 99 名のうち、57.6%が更生施設、15.2%が授産施設に入所しています。

精神障害者のうち、施設入所者は 17 名、障害児のうち、施設入所者は 9 名にとどまっています。

施設入所の利点

身体障害者、知的障害者とも、「必要な生活支援を受けられる」（身体障害者：68.9%、知的障害者：61.6%）、「仲間と安心して暮らせる」（身体障害者：43.7%、知的障害者：49.5%）となっています。

施設入所の課題

身体障害者では、「施設以外の友人と接する機会が欲しい」（24.5%）、「要望を聞いてくれる仕組みが欲しい」（22.5%）、「サービス選択ができるようにしてほしい」（19.2%）、「家族と一緒に行事がもっとあると良い」（19.2%）となっています。

知的障害者では、「もっと訓練を個別に行って欲しい」（19.2%）、「サービス選択ができるようにしてほしい」（18.2%）、「プライバシーが少ない」（16.2%）となっています

今後の障害者の地域生活の支援

(1) 障害者はどの様に暮らしていきたいと思っているか

地域で暮らしていきたい人が、いずれの障害も過半数

将来の暮らし方として、身体障害者の約半数、知的障害者、障害児の約6割、精神障害者の約8割は、家族や仲間、もしくは一人で自立して、地域で暮らしていきたいと回答しています。

障害者自身の自立への意識の高まり

地域で暮らすために必要なことは、いずれの障害も「自分でできることは自分でする」が上位2位までに入っています。障害者自身、自立に対する意識が高まっていることがうかがえました。

身体障害者、知的障害者、障害児は「障害者に積極的に接してもらう」、精神障害者は「安定した仕事を持ち、経済的に自立する」の割合も高くなっています。周囲の人にも保護という視点ではなく同等に積極的に接して欲しい、経済的にも自立したいという意識の高まりもうかがえました。

親や介助者が亡くなった時の不安が大きい、地域生活

地域で暮らすための不安は、いずれの障害も、親や保護者がいなくなった時の不安が最も多くあげられています（身体障害者：48.3%、知的障害者 85.6%、精神障害者 73.0%、障害児：83.0%）。

施設における社会性、自立性を保った生活

施設入所者の不満、要望は、身体障害者では「施設以外の友人と接する機会が欲しい」「要望を聞いてくれる仕組みが欲しい」、知的障害者は「訓練を個別に行って欲しい」「サービスを選択できるようにして欲しい」、精神障害者は「プライバシーが少ない」、障害児は「サービスを選択できるようにして欲しい」などが多くあげられていました。

(2) 地域に何が必要か

障害者に対する理解の促進

意見聴取では、障害者に対する理解が十分でないという意見も多く、以下のような指摘がありました。

精神障害者が地域で認知されず、偏見があり、ひっそりと暮らしています。

外見ではわかりにくい聴覚障害者・オストメイトに対する理解が十分ではありません。

自閉症に対する理解が不足しています。

障害によって異なる行政への要望

【アンケート調査では】

障害共通で求められる支援のほかに、障害別に特徴が見られるものもあります。

身体障害者、知的障害者は「施設の充実、質の向上」に対する要望が多くなっていました。

精神障害者は「働く機会の提供」に対する要望が多くなっていました。

障害児は「療育・教育の充実」（発達の遅れや療育に対する支援への要望として「発達の状態にあった機能訓練」）に対する要望が多くなっていました。

【意見聴取では】

精神障害者の場合は、住民の理解を求める意見が多くなっていました。

内部障害者（オストメイト）からは、障害に対する理解のほか、多目的トイレの設置、公共施設等におけるヘルパーの配置等の意見がありました。

コミュニケーション手段が十分ではなく、周囲との関係づくりに苦労していること、電光掲示板の設置等、設備整備の面でも課題があるとの指摘もなされました。

気軽に相談できる総合相談窓口

地域での生活に必要な支援として、「生活全般について総合的に相談にのってくれるところ」「身近なところで、ちょっとした相談にのってくれるところ」「身近なところで、いろいろなサービスを受けられるところ」という回答が、いずれの障害の場合にも、上位にあがっています。

意見聴取では、ピアカウンセリングの必要性や財産の保全等の面での支援として成年後見制度^{*}の充実を求める意見も出されました。

地域でのコーディネート機能

地域で暮らすために、様々な制度やサービスを自ら使いこなすことへの不安に関する意見もあり、コーディネートの必要性が指摘されました。

(3) 障害者の地域生活を支える基盤

居住支援：住まいの確保、住居内のバリアフリー化

居住場所について、集団で安心して住める住まいとして、グループホームや、居宅機能を持った大型施設に対するニーズが意見聴取でだされています。

住宅で困っていることは、いずれの障害も「通勤や買い物が不便」「床に段差がある」「トイレ、お風呂が使いにくい」が上位を占めていました。

就労支援：自分にあった仕事の発見支援と受け入れ事業者の拡大

障害児が将来希望する進路は、「施設で訓練を受けながら働きたい」が25.9%で最も多く、次いで「一般の会社で働きたい」が16.5%、「働きたいが、働けないとと思う」が12.5%となっています。

障害児が将来働くときに不安なことは、「受け入れてくれる事業者があるか」が70.5%で最も多く、ついで「自分に合った仕事が見つかるか」、「職場で上手くやっていけるか」となっています。

障害児が将来働くために「あつたらよい」「充実して欲しい」と思うことは、「障害者を受け入れてくれる事業者の増加」が65.2%で最も多く、次いで「仕事につくための相談や支援」「職場の人への障害に対する理解の促進」がそれぞれ54.9%を占めています。

まちづくり：ハード面、ソフト面、両面からのバリアフリーなまちづくり

身体障害者の外出頻度は少なく、「年に数回」という人が約3割を占めています。

精神障害者は比較的外出頻度の多い人が多く、「週に4日以上」「週に2～3回」がそれ4割弱を占めています。

通園、通学、通勤以外の外出の目的をみると、いずれの障害も「買い物に行く」「診療所や病院へ行く」の割合が高くなっています。

身体障害者、知的障害者は「ついてもらわなくては外出できない」人が過半数を占める一方、精神障害者は「ひとりで外出できる」人が約9割を占め、精神障害者の外出頻度が高い理由として、介助者のいらない点が考えられます。

○外出の際に困ることとして、身体障害者は「建物や階段の段差」「歩道の障害物」「道路の段差」など、ハード面のバリアに関する項目が多くなっていました。

意見聴取では、視覚障害者の団体から、安全歩行ができるように、違法駐輪・駐車、商店等が路上に設置している看板の排除、点字ブロックの色・形の統一等の要望が出されました。

(4) 障害者も地域に貢献できる仕組みづくり

施設整備や外出支援の充実と、障害者自身の主体性への支援

障害者が地域や社会の活動に参加するために必要なことをみると、障害によって特徴がみられ、身体障害者は「施設や設備の利用しやすさ」の割合が最も高く、さらに、身体障害者、知的障害者は共通で「外出の支援」「付添い人の確保」の割合が高くなっていました。また、精神障害者は「費用の負担が少ない」、「自分自身が積極的になる」、障害児は「施設や設備の利用しやすさ」「活動に関する情報提供」の割合が高くなっていました。

社会参加の面でも、聴覚障害者の団体からはコミュニケーションに問題があるという指摘がありました。マンションの清掃等に参加したり、地域に貢献しようという気持ちを持っていても、周囲と十分に意思疎通ができない等の問題が指摘されました。

情報提供

視覚障害者、聴覚障害者からは情報の入手やコミュニケーションに困難があることが指摘されています。

視覚障害者からは、市政だより以外に、区役所から出される情報の音声化を求める意見がありました。

聴覚障害者からは、手話を理解する人が周囲にいてほしいという要望のほか、要約筆記等を求める意見がありました。

聴覚障害者からは、高等教育機関でのノートテイク^{*}の必要性についても言及されており、ボランティアの育成等により、地域で支援することも検討する必要があります。

障害者団体の活動を通じた障害者の社会参加

意見聴取では、中途障害の場合に、なかなか積極的に外に出られない障害者もあり、団体と早い段階から接点を持つのがよいのではないかという意見も出されました。

団体側でも、新たな会員の獲得や、特に若い世代と接点を持つことに苦慮している実態が明らかにされました。

資料編

(5) 地域の資源の活用、人材育成

障害者団体との協力

今後は地域で障害者団体等が果たしていく役割も重要になります。個別の障害者のニーズを把握した上でのきめ細かい対応や、障害者と地域住民の間にたち、地域での障害に対する理解を深めていくこと等については、大きな役割が期待できます。また、障害者のピアカウンセリングでも重要な役割が期待できます。

地域でのボランティアを増やすため、講習等を実施することで、身近なところでのサポート体制が充実すると考えられます。

団体はいずれも人材、財源の面が課題となっています。人材面では、団体の運営方法やスキル等についてのセミナー等を社会福祉協議会などが提供することにより、支援することも考えられます。

専門職の育成

今後地域での支援センターを拠点としたコーディネート機能が重要になってきます。

意見聴取では、コーディネーターの専門性の向上、コーディネート機能の向上を訴える声が多く、個別のケースに十分に対応できる体制、専門性の向上を図っていくことが求められます。

民生委員の育成

地域で、障害者の身近にいる民生委員が障害の特性を十分に理解していないという指摘もなされています。

今後、研修の機会等を設け、民生委員の障害に対する理解を深め、身近な支援者としての機能を向上することが求められています。

ボランティアの育成

地域での支えは、専門職にとどまらず、ボランティア等にも期待できます。

地域住民の一員として障害者が安心して暮らすためにも、住民によって、支え合う関係を築いていくことが望ましく、この点からも、地域でのボランティアの育成を行っていくことが望ましいと言えます。

(6) 地域の支援拠点

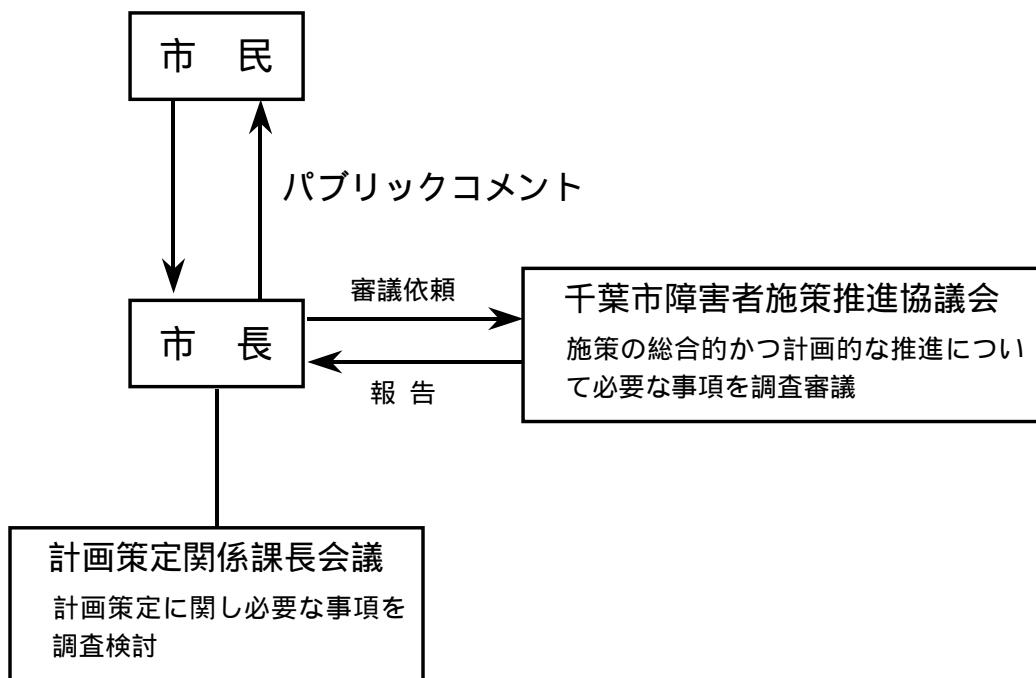
地域に求められる支援拠点としては、24 時間対応可能、専門職がいるところ等の意見が出されました。

配置については、小学校区に 1 つ、中学校区に 1 つ、区ごとに 1 つ等の意見がだされています。

全ての機能が 1 か所に集められたものというより、様々な拠点をネットワーク化して多機能としていくこと等も検討することができます。

2 計画策定関係資料

(1) 策定体制



(2) 策定経過

実施月	会議名等	事項
平成17年2~3月	障害者(児)実態調査	
9月	第1回計画策定関係課長会議	計画策定の趣旨、スケジュール等の検討
11月	第1回千葉市障害者施策推進協議会	計画策定の趣旨、スケジュール等の承認
11月	第2回計画策定関係課長会議	計画骨子の検討
12月	第2回千葉市障害者施策推進協議会	計画骨子の承認
12月	障害者団体個別意見聴取	計画骨子への意見
12月	第3回計画策定関係課長会議	計画素案の検討
平成18年1月	第3回千葉市障害者施策推進協議会	計画素案の承認
1~2月	パブリックコメント実施	計画案への意見
3月	第4回策定関係課長会議開催	計画(最終案)の検討
3月	第4回千葉市障害者施策推進協議会	計画(最終案)の承認

(3) 千葉市障害者施策推進協議会条例

平成 4 年 3 月 19 日

条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 26 条第 3 項の規定に基づき、千葉市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成 6 条例 10・平成 17 条例 36・一部改正）

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 障害者
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 市職員

（平成 6 条例 10・一部改正）

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 6 条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

資料編

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 障害者

(3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解嘱されるものとする。

(平成 6 条例 10・一部改正)

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 24 日条例第 10 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 6 年規則第 36 号で平成 6 年 6 月 1 日から施行)

附 則(平成 17 年 7 月 14 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 千葉市障害者施策推進協議会名簿

(氏名：五十音順・敬称略)

氏名	役職名等	備考
飯田 禮子	千葉市民生委員児童委員協議会副会長	
伊藤 文彦	身体障害者療護施設 若葉泉の里施設長	
岡田 正平	千葉市身体障害者福祉団体連合会会长	
木村 章	千葉市精神保健福祉審議会委員	
久保田 美也子	千葉市手をつなぐ育成会会长	
黒畠 常一	高齢・障害者雇用支援機構 千葉障害者職業センター所長	
佐藤 俊一	淑徳大学総合福祉学部教授	副会長
宍倉 邦明	千葉市歯科医師会会长	
實盛 理	千葉商工会議所副会頭	
関川 秀吉	千葉公共職業安定所所長	
高野 正敏	千葉市知的障害者福祉施設等連絡協議会代表	
高山 功一	千葉市身体障害者福祉団体連合会副会長	
富永 格	国立病院機構 下総精神医療センター院長	
鳥内 弥彦	特定非営利活動法人 千家連理事	
伯野 中彦	千葉市医師会会长	会長
福田 佐知子	弁護士	
松井 利之	千葉市身体障害者福祉団体連合会副会長	
守屋 秀繁	千葉大学大学院医学研究員教授	
山浦 上次	千葉市特殊学級設置校校長会会长	
山形 武次	千葉市社会福祉協議会常務理事	

平成18年3月27日現在

3 主な用語解説

(か)

ガイドヘルプ (p 40)

一人で外出することが難しい視覚障害者、全身性障害者、知的障害者にヘルパーが付き添い、移動を支援すること

共同作業所 (p 32、p 44)

地域で就労が困難な在宅の精神障害者に対して、その特性に応じた作業指導や生活訓練等を行う施設

強度行動障害 (p 33)

激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する不適応行動を頻繁に示す障害

雇用率制度 (p 42)

常用労働者の数に対する一定の割合の数の身体障害者、知的障害者、精神障害者を雇用する義務を事業主に課す制度

(さ)

事務事業評価システム (p 68)

個々の事務事業を目的妥当性、有効性、効率性の視点から客観的に評価するとともに、施策の体系に基づき、事務事業間の優先度を相対評価し、伸ばすべき事業、縮減すべき事業を峻別することにより、事務事業の選択、総合化及び重点化を図り、それらの評価結果を公表する仕組み

社会福祉協議会地区部会活動 (p 65)

おおむね中学校区を単位とした地域住民による自主組織である地区部会で、敬老会や地域住民の交流、仲間づくりを目的とした事業等の取り組み

障害者週間 (p 38)

毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間を「障害者週間」として、広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める事業を行う期間。

障害者自立支援法 (p1、p3、p4、p26、p31、p68)

障害者が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害の種別や年齢にかかわらず、共通の制度により、自立を支援する福祉サービスや医療等を給付することを定めた法律

ジョブコーチ (p42、p67)

就職又は職場への定着に際して課題がある障害者に対して、引き続き職場で安定して働くことができるよう、事業所で障害者に一定期間、付き添って、障害者本人、家族や事業者に対して支援を行う人を指します

成年後見制度 (p37、p75)

認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な方を保護するための制度

即時情報ネットワーク事業 (p30)

社会福祉法人日本盲人会が提供する毎日の新しい新聞情報等を、地方点字図書館等がインターネットを利用して受け取り、希望する地域の視覚障害者（重複障害者を含む。）に点字物や音声等により提供する事業

(た)

千葉県福祉のまちづくり条例 (p48)

高齢者や障害者をはじめとして、全ての人が安心して生活し、自由に行動し、平等に参加できる社会をつくりあげることを目指し、その具体的な実現に向けて、高齢者や障害のある方々などが安全かつ快適に利用しやすい施設を整備することなどを定めた条例

千葉市公共建築整備指針 (p48)

公共の建築整備に対する基本的な考え方を示した方針

千葉市交通バリアフリー基本構想 (p49)

高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性、安全性の向上とその周辺における快適な移動空間を確保するための基本方針

特別支援教育 (p59)

学習障害、注意欠陥多動障害、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育

資料編

(な)

ノートテイク (p 40、p 77)

聴覚障害者や肢体不自由者の学習等を支援するため、ノートの代筆を行うこと

ノーマライゼーション (p 1、p 3、p 63)

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方

(は)

発達障害 (p 5、p 24、p 25、p 57、p 58、p 59、p 60、p 63)

自閉症、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの通常低年齢で発現する脳機能の障害

(自閉症：脳機能の障害のため、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害で、3歳頃までに症状が現れる。)

発達障害者支援法 (p 3、p 68)

発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国や地方自治体の責務を明らかにするとともに、発達障害者の生活全般にわたる支援に関する法律を定めた法律

ピアカウンセラー (p 23)

自らも同じ障害者である相談担当者のこと

(ま)

盲ろう通訳者 (p 30)

盲ろう者に、人の移動やその場所の様子、話の内容等、盲ろう者の周りで起こっていることを盲ろう者に的確に伝える人

(や)

ユニバーサルデザイン (p 1、p 8)

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、全ての人が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方

要約筆記 (p 30、p 40)

聴覚障害者に話の内容、会議の進行、講演の内容などを話の進行に合わせて、簡潔に書きと

めること

(ら)

ライフステージ (p8)

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階

リハビリテーション (p1)

障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害者のライフステージの全ての段階において全人間的復権に寄与し、障害者の自立と参加を目指すとの考え方

(わ)

ワークホーム (p2、p32、p44)

一般家庭の居室等を利用して指導員やボランティアの方とつどい、ふれあい、軽作業を行う市単独制度としての活動の場